

# エネルギー需要サイドにおける 今後の省エネルギー・非化石転換政策について

2023年3月24日

資源エネルギー庁

# 日本の最終エネルギー消費における省エネ法の未カバー率(2020年)

産業  
45%

ビル・家庭  
38%

運輸  
17%

2023年2月15日省エネ小委  
事務局資料より抜粋



省エネ法では、  
✓ 中小企業（産業業務・運輸）  
✓ 家庭（空調/乗用車）  
は定期報告の対象外であり、  
日本の最終エネルギー消費のうち、  
約50%を占める。

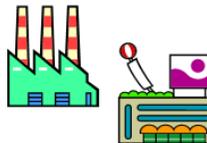
※省エネ法定期報告と総合エネルギー統計のデータを用い簡易的に試算。省エネ法のバウンダリーに合わせた最終エネルギー消費のうち省エネ法は、産業部門の約79%、業務他部門の約61%をカバー。また、自家用車など含む運輸部門の最終エネルギー消費のうち、省エネ法は貨物・旅客の約9%をカバー。

# 省エネ法の概要と家庭へのアプローチ

2023年2月15日省エネ小委  
事務局資料より抜粋

- 省エネ法において、定期報告対象外の中小企業や家庭にアプローチできる規制としては、間接規制である「トップランナー制度」や「一般消費者への情報提供」が挙げられる。
- 省エネの深掘り、更に非化石転換やDRに向けた課題を検討してはどうか。

## 【省エネ法の概要】

	工場・事業場	運輸
エネルギー使用者への直接規制	<b>努力義務の対象者</b> <b>工場等の設置者</b> ・事業者の努力義務 	<b>貨物/旅客輸送事業者</b> ・事業者の努力義務 
	<b>報告義務等対象者</b> <b>特定事業者</b> （約12,500事業者） （エネルギー使用量1,500kl/年以上） ・エネルギー管理者等の選任義務 ・中長期計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	<b>特定貨物/旅客輸送事業者</b> （保有車両トラック200台以上等） ・計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務
		<b>荷主</b> （自らの貨物を輸送業者に輸送させる者） ・事業者の努力義務 
		<b>特定荷主</b> （約800事業者） （年間輸送量3,000万トナリ以上） ・計画の提出義務 ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務

	特定エネルギー消費機器等（トップランナー制度）	一般消費者への情報提供
使用者への間接規制	<b>製造事業者等</b> （生産量等が一定以上） ・自動車や家電製品等32品目のエネルギー消費効率の目標を設定し、製造事業者等に達成を求める 	<b>家電等の小売事業者やエネルギー小売事業者</b> ・消費者への情報提供（努力義務）

※建築物に関する規定は、平成29年度より建築物省エネ法に移行

## 中小企業・家庭にもアプローチできる制度

①エネルギー消費機器を通じたアプローチ

②エネルギー小売事業者を通じたアプローチ

# 本日のヒアリングについて

- 前回までの議論により、「主に定期報告対象外への取組強化」として、①エネルギー消費機器を通じたアプローチと、②エネルギー小売事業者を通じたアプローチについて、検討していくこととなった。
- 今回は、上記①②について、国際的な観点から**国際エネルギー機関（IEA）**、研究機関として**日本エネルギー経済研究所**、デマンドレスポンスの有識者として**電力中央研究所**、またエネルギー供給事業者として、**東京電力エナジーパートナー**、**大阪ガス**の計5者からヒアリングを行う。

## <次第>

### 1. 国際エネルギー機関（IEA）

国際的な観点から、各国のエネルギー需要側への政策のトレンド等について

### 2. 日本エネルギー経済研究所

エネルギー研究機関として、民生部門でのCNに向けた分析について

### 3. 電力中央研究所

デマンドレスポンスの観点で、英国のEV充電インフラ制度について

### 4. 東京電力エナジーパートナー

電気の小売事業者として、カーボンニュートラルに向けた家庭に対する取組について

### 5. 大阪ガス

ガスの小売事業者として、カーボンニュートラルに向けた中小企業や家庭に対する取組について